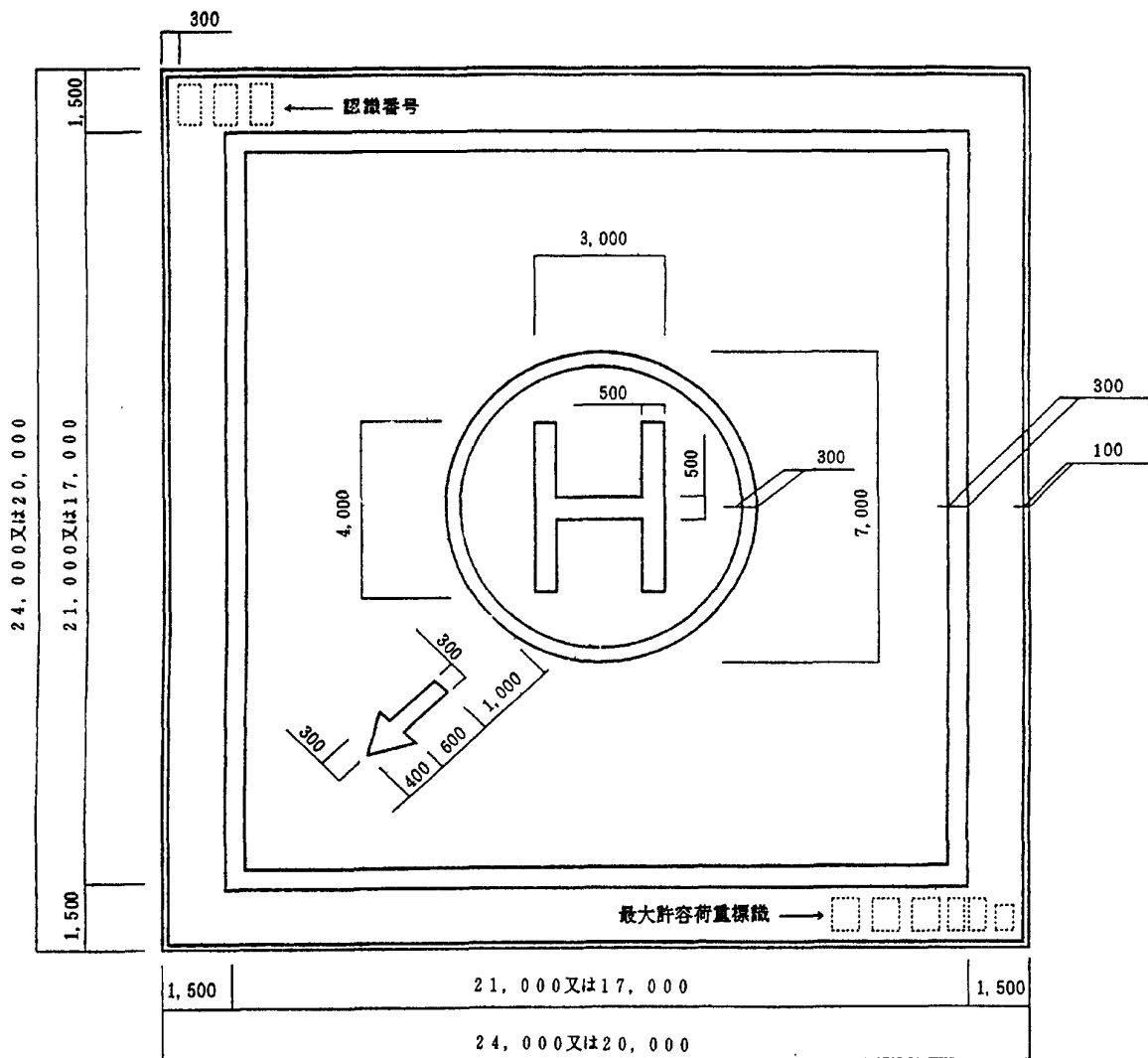
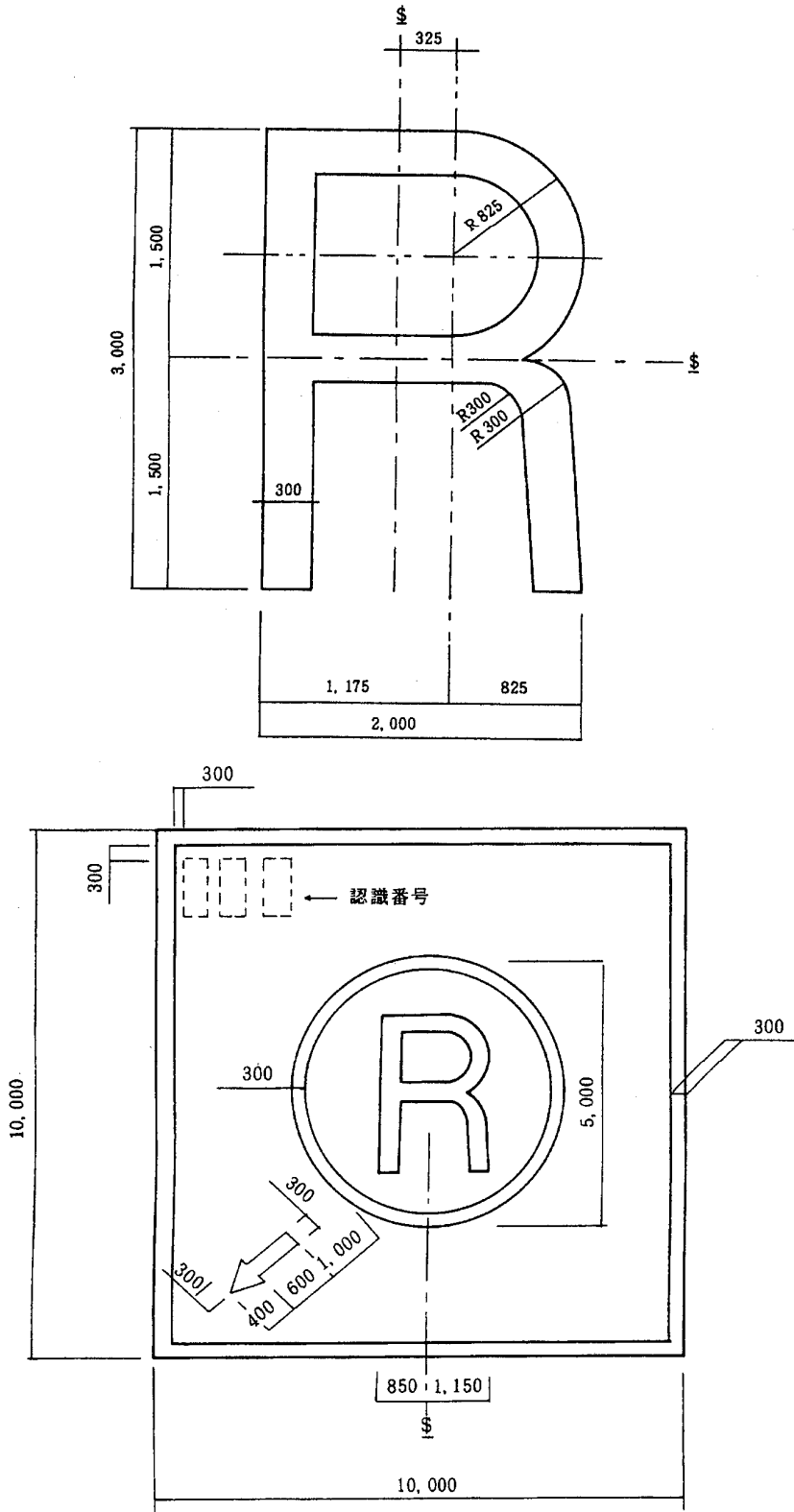


別図1-1 緊急離着陸場図面



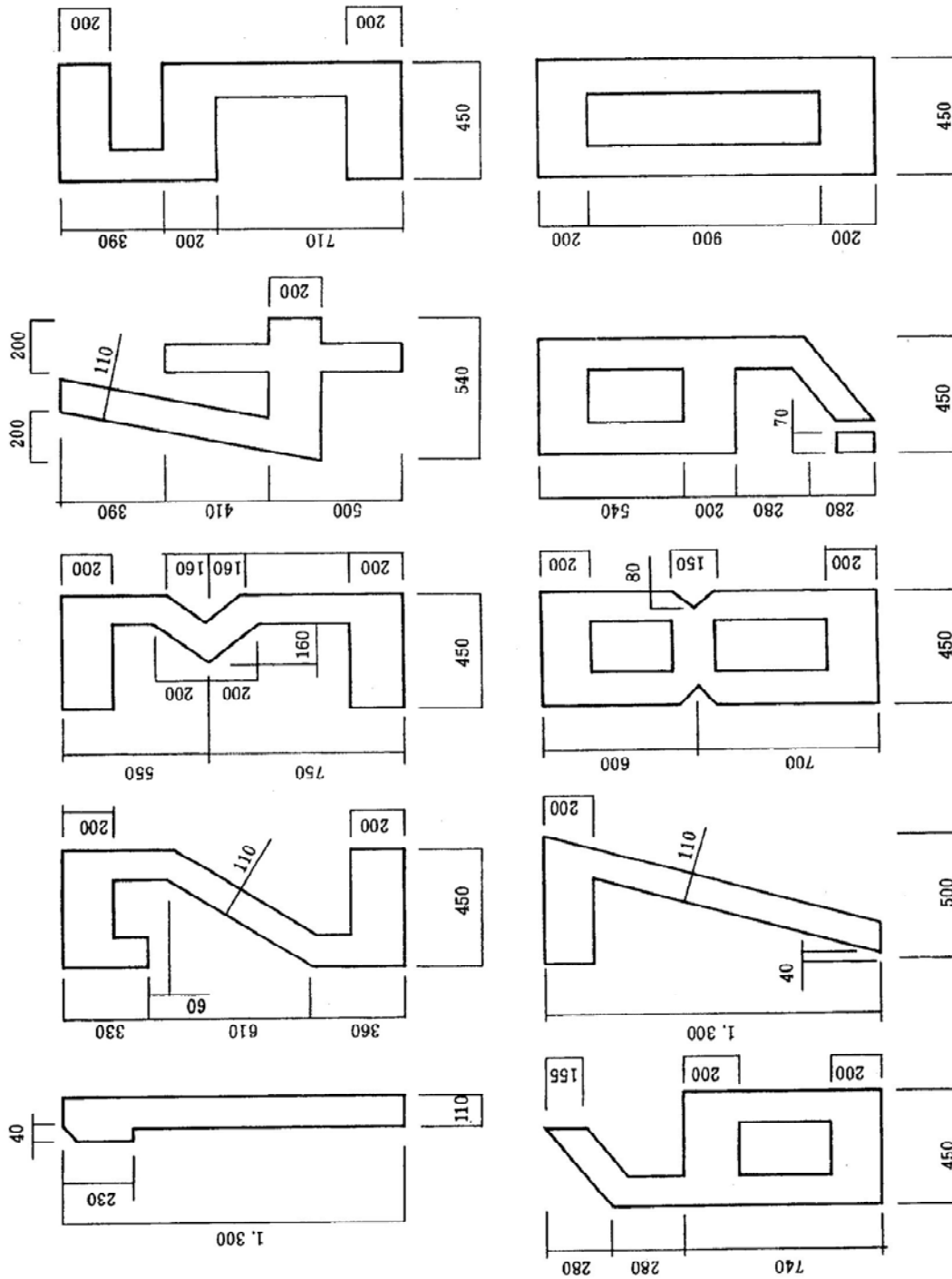
※単位は、ミリメートルとする。認識番号の文字間隔は、300ミリメートルとする。

別図 1-2 緊急救助用スペース図面



※単位は、ミリメートルとする。認識番号の文字間隔は、300ミリメートルとする。

別図-2 認識番号図面



※単位は、ミリメートルとする。

例図4

梯子車等の進入路すみきり一覧表

X × Y	4. 0	4. 5	5. 0	5. 5	6. 0	6. 5	7. 0	7. 5	8. 0	8. 5	9. 0	9. 5	10. 0	10. 5	11. 0
4. 0	7.0 × 7.0	5.5 × 6.5	4.5 × 6.0	4.0 × 5.5	3.5 × 5.0	3.0 × 4.5	2.5 × 4.0	2.0 × 3.5	2.0 × 3.0	1.5 × 2.5	1.5 × 2.0	1.0 × 1.5	0.5 × 1.0	0.5 × 0.5	
4. 5	6.5 × 5.5	5.0 × 5.0	4.0 × 4.5	3.5 × 4.0	3.0 × 3.5	2.5 × 3.0	2.0 × 2.5	1.5 × 1.5	1.0 × 1.5	0.5 × 1.0	0.5 × 0.5				
5. 0	6.0 × 4.5	4.5 × 4.0	4.0 × 4.0	3.0 × 3.5	3.0 × 3.0	2.0 × 2.0	1.5 × 1.5	1.0 × 1.0	0.5 × 0.5						
5. 5	5.5 × 4.0	4.0 × 3.5	3.0 × 3.0	2.5 × 2.5	2.0 × 2.0	1.5 × 1.5	1.0 × 1.0	0.5 × 0.5							
6. 0	5.0 × 3.5	3.5 × 3.0	3.0 × 3.0	2.0 × 2.0	1.5 × 1.5	1.0 × 1.0	0.5 × 0.5								
6. 5	4.5 × 3.0	3.0 × 2.5	2.0 × 2.0	1.5 × 1.5	1.0 × 1.0	0.5 × 0.5									
7. 0	4.0 × 2.5	2.5 × 2.0	1.5 × 1.5	1.0 × 1.0	0.5 × 0.5										
7. 5	3.5 × 2.0	2.0 × 1.5	1.0 × 1.0	0.5 × 0.5											
8. 0	3.0 × 1.5	1.5 × 1.0	1.0 × 0.5	0.5 × 0.5											
8. 5	2.5 × 1.5	1.0 × 1.0	0.5 × 0.5												
9. 0	2.0 × 1.5	1.0 × 0.5	0.5 × 0.5												
9. 5	2.0 × 1.0	0.5 × 0.5													
10. 0	1.0 × 1.0	0.5 × 0.5													
10. 5	1.0 × 0.5	0.5 × 0.5													
11. 0	0.5 × 0.5														

参考
6 m (前面道路) で6 mの進入路の場合、
2. 5 m×2. 5 mのすみきりが必要になる。

高層建築物防災指導編

凡例 ◎：法令基準 ○：法令基準＋指導基準 △：指導基準

高層建築物（高さ31メートルを超え100メートル未満の建築物をいう。以下同じ。）に対する防災施設及び消防用設備等の指導は、関係法令で定める規定によるほか、高層建築物の特異性から次の指導基準によりその安全化を推進するものとする。

第1 出火防止対策

1 火気使用設備・器具

都市ガス又は液化石油ガスを使用する設備・器具は努めて抑制するものとし、やむを得ず使用する場合は次の基準により指導すること。

(1) ガス配管等の設計施工は、次により行うこと。

ア 高さ60メートルを超える建築物にあつては、「高層建築物のガス安全システム（その1）」（別表－1）によること。【△】

イ 高さ60メートル以下の建築物にあつては、「高層建築物のガス安全システム（その2）」（別表－2）によること。【△】

(2) 火気使用設備・器具は努めて一定の場所に集中し、当該部分を耐火構造の壁、床又は特定防火設備若しくは防火設備で防火区画するとともに、区画内の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料又は準不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料とすること。【△】

(3) 条例第3条の4第1項2号エに基づき、厨房設備で油脂類を使用する設備のあるフード、ダクト等には、フード等用簡易自動消火装置を設置すること。【◎】

第2 火災拡大防止対策

1 防火区画

(1) エスカレーター防火区画にシャッターを用いる場合は、シャッター下降空間の確保のため防火戸（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）と同等以上の性能を有する網入ガラス等を固定して設けるなど、シャッターの下降に障害が生じない措置を講ずること。（例図1）【△】

(2) エレベーターロビー（非常用エレベーターを除く。）は、他の部分と耐火構造の壁、床及び随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動により自動的に閉鎖する防火戸（以下「煙感知器連動閉鎖式防火戸」という。）で区画すること。（例図2）【△】

(3) 電線類のシャフトは、各階ごとに耐火構造の床を設け、電線類が貫通する部分は、国土交通大臣が認めた延焼防止上有効な措置を講ずること。【△】

- (4) 給水、排水管等のシャフトは、前(3)の例によること。【△】
- (5) 厨房等の火気使用室は、他の部分と防火区画し、開口部には常時閉鎖式防火戸又は煙感知器連動閉鎖式防火戸を設けること。【○】

2 内装

壁及び天井の下地を不燃材料で造り、仕上げは準不燃材料とすること。【○】

3 安全空間

高層部(高さ31メートルを超える部分をいう。以下同じ。)には避難上及び防火上安全で、かつ、消防活動及び救助活動に有効な「安全空間」を次により設けること。

(例図3) 【△】

- (1) 耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令338号。以下「建基令」という。)第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸(以下「特定防火戸」)により区画すること。【△】
- (2) 前(1)特定防火戸は、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式とすること。【△】
- (3) 安全空間は、特別避難階段等に直結し、相離れた位置に2ヶ所以上設けること。【△】

第3 避難対策

1 避難施設

- (1) 特別避難階段の附室(バルコニーを含む。)から階段に通ずる出入口に設ける特定防火戸は、常時閉鎖式のものとする。【△】
- (2) 特別避難階段の附室の出入口には、「特別避難階段」の表示をすること。【△】

第4 消防活動上の施設

1 消防隊進入口等

- (1) 人工地盤上に建築物の高層部が設けられ、はしご自動車等による消防活動が著しく困難と予想されるものにあつては、消防活動用エレベーターを建基法第34条第2項に定める非常用エレベーターの基準に準じ、相離れた位置に2以上設けること。【△】
- (2) 道路、広場等から直接進入できるものを除き、消防車の使用する通路は2以上とし、建築物の直近まで通じているものであること。【△】
- (3) 消防車の進入に使用する通路等に設けてある門、扉等は、容易に開放できる構造であること。【△】
- (4) 通路の幅員は、5メートル以上で、かつ、通路が交差する部分又はコーナー一部分は通行及び回転上有効なすみ切りがなされていること。(例図4) 【△】
- (5) 通路及び次の消防活動用空地は、梯子車の通行に支障ない耐力(耐荷重20トン以上)を有する構造であること。【△】
- (6) 消防活動用空地は幅6メートル以上、長さ14メートル以上確保すること。【△】

また、消防活動用空地と建築物との間隔（以下「空地」という。）は、5メートル以下とすること。【△】

- (7) 空地及びその周辺の上空には、梯子車等の伸梯及び旋回に支障となる工作物等を設けないこと。【△】
- (8) 消防活動用空地には「消防活動用空地の標示及び掲示板詳細図」に基づき、設けること。(例図5)【△】

2 非常用エレベーター

- (1) 非常用エレベーターのカゴの間口は内法寸法1.8メートル以上であり、奥行きは内法寸法2.0メートル以上であること。【△】
- (2) 乗降ロビーに連結送水管の放水口を設ける場合は、消防用ホースを延長するための消防用ホース通過孔（幅150ミリメートル以上、高さ100ミリメートル以上とする。）を併設すること。(例図6)【△】
- (3) 非常用エレベーターの乗降ロビーには、非常電話及び火災階表示盤等を設けること。【○】
- (4) 非常用エレベーターの乗降ロビーには、当該階の平面図に避難経路を明示した標識（30センチメートル以上×42センチメートル以上）を設けること。【△】
- (5) 非常用エレベーターの運行状況表示盤を防災センターに設けること。【△】
- (6) 非常用エレベーターの電源が遮断した場合、内部にいる者が安全に脱出できるよう最寄階に着床できる措置をすること。【△】
- (7) 非常用エレベーターの乗降ロビーは、建基令第129条の13の3第3項第1号の規定にかかわらず避難階にも設置すること。【△】
- (8) 非常用エレベーターの乗降ロビーは、特別避難階段、屋外避難階段、屋内避難階段又は避難バルコニーのいずれかと接続させること。【△】
- (9) 非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮するものであること。【△】
なお、耐震性（強度）については、別添に示す地震時の管制運転の制御値を目安とすること。(別添-1)

3 屋上避難場所

- (1) 最上階の床面積が500平方メートルを超えるものにあつては、屋上に当該床面積の2分の1以上の避難広場を設けること。【△】
- (2) 前(1)の広場から2以上の経路により避難できる屋外階段等の施設を設けること。【△】
- (3) 前(1)の広場には、防災センターと連絡できる非常電話を設けること。【△】

4 緊急離着陸場等

消防ヘリコプターの緊急離着陸場等は、別添の指導指針によること。(別添-2)【△】

5 電気設備

- (1) 自家発電設備は、長時間型とし、その容量は、防災設備等の全負荷に十分対応できるものであること。 【△】
- (2) 地階に設ける電気室、自家発電機室及び蓄電池室には、防水堤を設けるか、当該機器の存する室を階の床面から0.5メートル以上高くするなど消防活動等による浸水対策を講ずること。 【△】

第5 防災施設等

1 防災センター

- (1) 防災センターは、次により設けること。
 - ア 火災時に適切な対応ができる人員が常時いること。 【◎】
 - イ 非常用エレベーターの直近とすること。 【△】
 - ウ 広さは、防災設備機器等を監視、制御、操作及び保守を容易にできる広さとするほか、消防活動の拠点として運用するための床面積25平方メートル（地階を除く階数が15以上のものにあつては、階数5以内ごとに5平方メートルを増した床面積）を加えた広さとすること。 【△】
 - エ 他の用途部分と耐火構造の床若しくは壁又は防火戸（建基令第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）により区画され、かつ、内装は下地を含めて不燃材料により構成されていること。 【○】
 - オ 防災センターの同一区画内には、防災センター要員が仮眠、休憩等をする部分を設けないこと。 【○】
 - カ 防災センターは、漏水、浸水等に対して適切な防水措置が講じられていること。 【△】
- (2) 防災センターには、当該防火対象物の電話交換機を経ることなく消防機関へ常時通報することができる電話を設けること。 【△】
- (3) 防災センターに設置する防災管理に関するすべての機器に供給する電源は、自家発電設備の回路に組み込むこと。 【△】
- (4) 防災センターの換気、空調設備は専用とすること。ただし、防災センター用機器室の換気、空調設備と兼用しても支障ない。 【△】

第6 消防用設備等

1 屋内消火栓設備

- (1) 加圧送水装置は、防火区画されたポンプ専用室等により被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。【○】
- (2) ポンプ専用室には、「消火設備専用ポンプ室」と明示すること。【△】

2 スプリンクラー設備

- (1) 制御弁は、特別避難階段の附室又は非常用エレベーターの乗降ロビーの直近に設けること。なお、制御弁設置場所には、建基令第126条に定める非常用の照明装置を設けること。 【△】

(2) 一のアラーム弁が受け持つ放水区域は、自動火災報知設備の警戒区域と整合すること。【△】

(3) 末端試験弁には、有効な排水装置をすること。【△】

3 自動火災報知設備

(1) 非常用エレベーターの各階乗降ロビーには、自動火災報知設備と連動した火災階表示盤（例図7）又は、火災階表示盤と同等の機能を有し、かつ、防災センターの各種監視盤に表示される防災情報の一部が表示できる表示盤（CRT等）を設けること。【○】

(2) 階段室等の警戒区域は、単独とし、地盤面からの垂直距離4.5メートルごとに一警戒区域（感知器ごとに設置場所が表示できるものを除く。）とすること。【△】

4 非常警報設備（放送設備）

(1) 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段（附室を含む。）には、放送設備のスピーカー回路を一系統以上独立して設けること。（例図8）【△】

(2) 屋上広場を有する建築物には、独立した回路でスピーカーを屋上広場に設けること。【△】

(3) 非常電話装置は、防火対象物全域に設置するものとし、防災センターに親機を、非常用エレベーターの乗降ロビー、連結送水管の放水口付近及びその他の場所に子機を設けること。【△】

5 誘導灯及び非常用の照明装置

(1) 特別避難階段の附室の出入口及び直接屋外へ通じる出入口に設ける誘導灯は、自動火災報知設備と連動して点滅（誘導音を含む。）するものとする。【△】

(2) 誘導灯及び非常用の照明装置の配線は、一の階の非常用の照明装置の配線が短絡又は断線しても、他の階の誘導灯及び非常用の照明装置に支障がないように設けること。【△】

(3) 避難施設の入口付近又は避難器具付近には非常用の照明装置を設けること。【△】

(4) 室内及び廊下等から避難器具設置場所に通ずる出入口には、例図2の例により表示灯を設けること。【△】

6 連結送水管

(1) 配管は、専用とし、立上がり主管が2以上ある場合は、それぞれ双口送水口を設け各主管を連結する管を低層部に設けること。【△】

(2) 高層部（11階以上の階をいう。）又は地階の放水口は双口形とし各階に設置し、当該放水口の直近に20メートルホース2本以上及び筒先（噴霧切替式）1本以上の放水用器具を設けること。【△】

(3) 放水口及び放水用器具格納箱は、特別避難階段の附室又は非常用エレベーター

の乗降ロビー付近等に設けること。【△】

- (4) 送水口は、特別避難階段の直下付近又は非常エレベーターに至る出入口付近で前面道路から容易に識別できる位置に設置し、その付近に放水口の位置を示す基準階図を設けること。【△】
- (5) 加圧送水装置を設けるものにあつては、送水口付近に使用方法を明示した標識を設けること。【△】

8 非常コンセント設備

- (1) 連結送水管の放水口付近に設けること。【△】
- (2) 非常コンセント設備を屋内消火栓箱又は連結送水管の放水口格納箱に接続して設ける場合は、それぞれ別開き扉とし、防湿的に区画すること。【△】

9 排煙設備

特別避難階段の附室及び非常用エレベーターの乗降ロビーには消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第30条に定める排煙設備を設置すること。 【△】

10 無線通信補助設備

地階の床面積の合計が1,000平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該防火対象物の地階に無線通信補助設備を設けること。 【△】

第7 その他

- 1 共同住宅については、適用しないものとする。
- 2 第6 3 (2)、4 (1)、5 (2) 及び6 (5) については、高さ31メートルを超え45メートル以下の建築物は適用しないものとする。
- 3 第4 1 (1) から(6)、2 (1) 及び4については、警防課と調整を図ること。
- 4 外壁面の窓ガラス、広告等には、地震等の災害による落下を防止するための措置等が講じられていること。 【△】

附 則

(施行期日)

この附則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

従前の99号通知により、設置されている消防用設備等については、引続き行政指導が受け入れられているものとみなす。ただし、管理権原者等から撤去その他の処置について相談のある場合には、超高層建築物防災指導編に照らし判断すること。

別表－1

高層建築物のガス安全システム（その1）（高さ60mを超える建築物に適用）

遮断装置	ガス配管		ガス漏れ警報設備	消費設備	
	建築物外壁貫通部近傍	建築物内部配管		安全確認弁	ガス栓・接続具
<p>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る引込管ガス遮断装置を設置する。</p> <p>2 建築物の引込部近傍に感震器と連動可能な緊急ガス遮断装置を次の各号により設置する。</p> <p>○ 地震時感震器が250ガル以上の地震を感知すると自動的に緊急ガス遮断装置が作動し、建築物へのガス供給を遮断する。感震器の設置は想定応答加速度が最も高いと想定される階層とする。</p> <p>○ 非常時に防災センター等から押しボタンによって建築物へのガス供給を瞬時に遮断する。</p> <p>○ 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。</p> <p>○非常電源駆動式</p> <p>○バネ式</p> <p>○気体圧駆動式</p>	<p>1 建築物への分岐部から立上り部までの主配管は溶接接合とする。ただし、ポリエチレン管を除く。</p> <p>2 耐震及び地盤沈下対策を考慮し、必要に応じてスネーク管・バンド管等により可とう性をもたせる。</p> <p>3 埋設部分は日本ガス協会発行「一般（中・低圧）ガス導管耐震設計指針」に基づき以下の条件で耐震計算を行う。</p> <p>○ 標準設計地盤変位は低圧管の場合、水平方向5cm以上、鉛直方向2.5cm以上とする。</p>	<p>1 主縦管及び主縦管から分岐第一固定点までは溶接接合とする。</p> <p>2 主縦配管は日本ガス協会発行「高層建築物用ガス設備耐震設計・施工指針の手引き」に基づき設計する。主な設計内容は以下のとおりである。</p> <p>○ 自重により座屈しない支持スパンとする。</p> <p>○ 地震時の層間変位に耐える配管系とする。</p> <p>○ 建築物と共振しない配管系とする。</p> <p>○ 温度変化による応力を吸収する配管とする。</p> <p>○ 配管及び配管支持は建築物の想定加速度に耐えるものとする。</p> <p>○ 横引枝管は、日本ガス協会発行「高層建築物用ガス設備耐震設計・施工指針の手引き」に基づき設計施工する。</p>	<p>1 ガス消費機器の使用箇所にはガス漏れ警報器を設置する。</p> <p>2 下記の場合で通気が不可能な場合はガス漏れ警報器を設置する。</p> <p>○ガス遮断弁室</p> <p>○ガスメーター室</p> <p>○主配管シャフト内</p> <p>3 テナントのある場合はテナントごとに安全確認装置を設置する。</p> <p>4 防災センター等にガス漏れの表示・警報及び安全確認装置の開閉を表示する。</p>	<p>1 固定型機器の場合は両端ネジ接合で金属管、金属可とう管又は強化ガスホースで接続する。</p> <p>2 移動型機器の場合はヒューズ型ガス栓で両端コンセント継手付ゴム管又はゴム管接続とする。</p> <p>3 自動消火装置が設置される場合は自動遮断弁を設置する。</p>	<p>1 固定型消費機器の固定は想定加速度に耐えるものとする。</p> <p>2 機器の選定は次のとおりとする。</p> <p>○ レンジ・フライヤー・業務用コンロ等の業務用機器はネジで接合し得るものとする。</p> <p>○ 一般機器は立ち消え安全装置付のものとする。</p> <p>○ 湯沸器・ボイラー・冷温水機はネジ接合し得るものとし、消火安全器付のものとする。</p> <p>3 排気方式は強制排気とする。</p>

<p>(空気圧、炭酸ガス等)</p> <p>○ 緊急遮断装置は防災センサーに作動を表示し、警報を行う。</p>	<p>○ 鋼管の基準ひずみは 。 = 3%以内とする。</p> <p>4 防食措置を施す。</p>	<p>3 必要に応じて昇圧防止用圧力調整装置を設置すること等により上層階における圧力上昇を防止する。</p>			
---	---	--	--	--	--

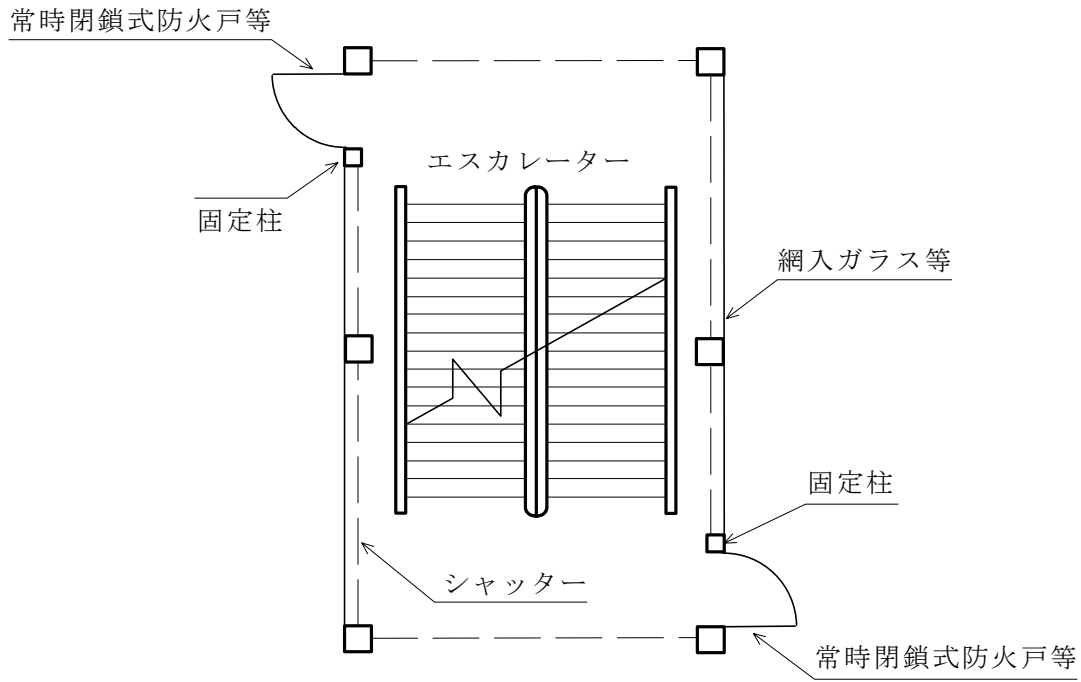
別表－２

高層建築物のガス安全システム（その２）（高さ６０m以下の建築物に適用）

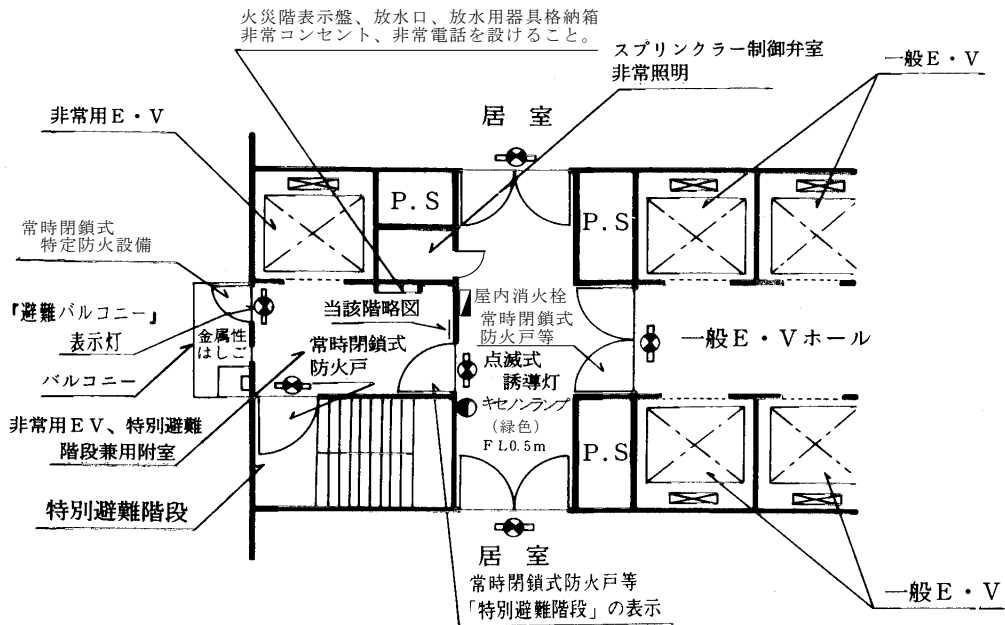
遮断装置	ガス配管		ガス漏れ警報設備	消費設備	
	建築物外壁貫通部近傍	建築物内部配管		安全確認弁	ガス栓・接続具
<p>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る引込管ガス遮断装置を設置する。</p> <p>2 建築物の引込部近傍に感震器と連動可能な緊急ガス遮断装置を次の各号により設置する。</p> <p>○ 地震時感震器が２５０ガル以上の地震を感知すると自動的に緊急ガス遮断装置が作動し、建築物へのガス供給を遮断する感震器の設置は遮断弁の操作盤内等とする。</p> <p>○ 非常時に防災センター等から押しボタンによって建築物へのガス供給を瞬時に遮断する。</p> <p>○ 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。</p> <p>○非常電源駆動式</p> <p>○バネ式</p> <p>○気体圧駆動式（空気圧、炭酸ガス等）</p>	<p>1 耐震及び地盤沈下対策を考慮し、必要に応じてスネーク管・ベンド管等により可とう性をもたせる。</p> <p>2 防食措置を施す。</p>	<p>1 原則として１００A以上の配管は溶接接合する。</p> <p>2 内部配管は日本建築センター発行「建築設備耐震施工指針」に基づき設計施工する。</p> <p>3 必要に応じて昇圧防止用圧力調整器を設置すること等により上層階における圧力上昇を防止する。</p>	<p>1 ガス消費機器の使用箇所にはガス漏れ警報器の設置を推奨する。</p> <p>2 テナントのある場合はテナントごとに自動ガス遮断装置を設置する。</p> <p>3 防災センター等にガス漏れの標示・警報及び自動ガス遮断装置の操作・作動状況を表示する。</p>	<p>1 固定型機器の場合は両端ネジ接合で金属管、金属可とう管又は強化ガスホースで接続する。</p> <p>2 移動型機器の場合はヒューズ型ガス栓でカラーコンセントホース又は良質ゴム管接続とする。</p> <p>3 自動消火装置が設置される場合は自動遮断弁を設置する。</p>	<p>1 機器の固定は日本建築センター「建築設備耐震設計指針」に基づき設計・施工する。</p> <p>2 機器の選定は次のとおりとする。</p> <p>○ レンジ・フライヤー・業務用コンロ等の業務用機器はネジで接合し得るものを推奨する。</p> <p>○ 一般機器は立ち消え安全装置付のものを推奨する。</p> <p>○ 湯沸器・ボイラー・冷温水機はネジ接合し得るものとし、立ち消え安全装置付のものとする。</p>

<p>○ 緊急遮断装置は防災センターに作動を表示し、警報を行う。</p>					
--------------------------------------	--	--	--	--	--

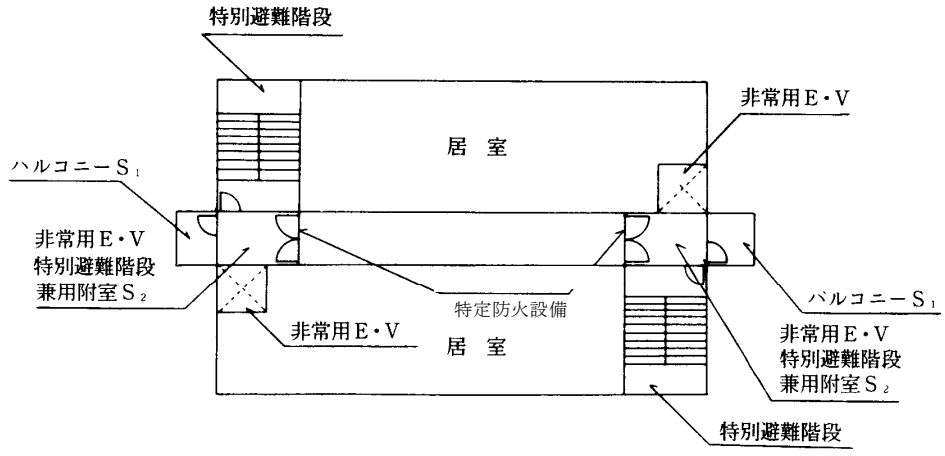
例図1 エスカレーターの防火区画



例図2 防火区画



例図3 安全空間

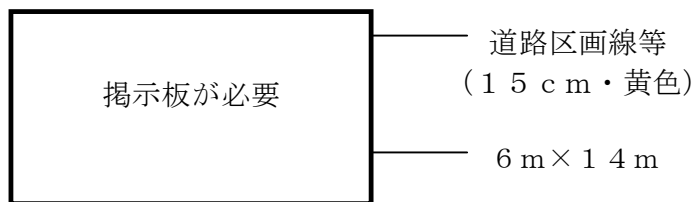


安全空間 (S₁ + S₂) は、避難者が滞留できる十分な床面積とする。

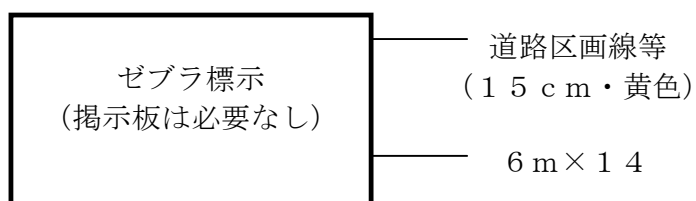
例図 5

消防活動用空地の標示詳細図（標示方法は、次のものから選択）

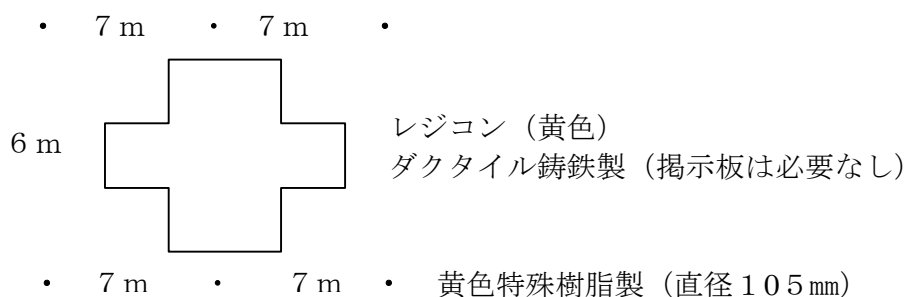
1



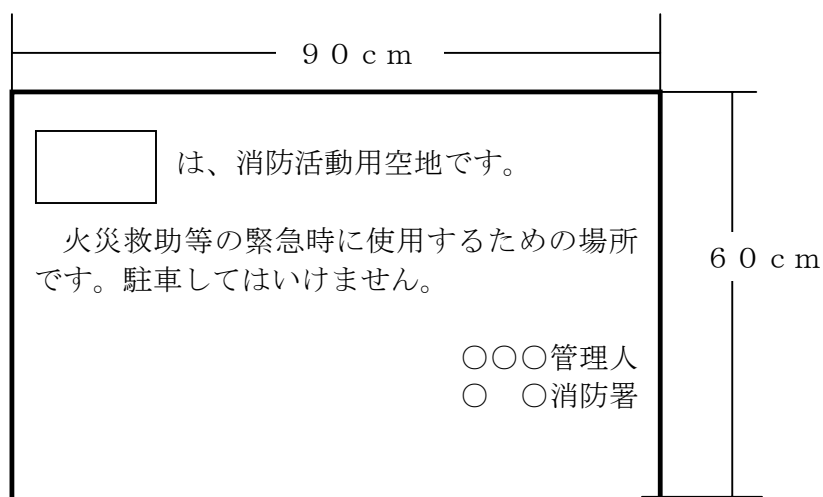
2



3

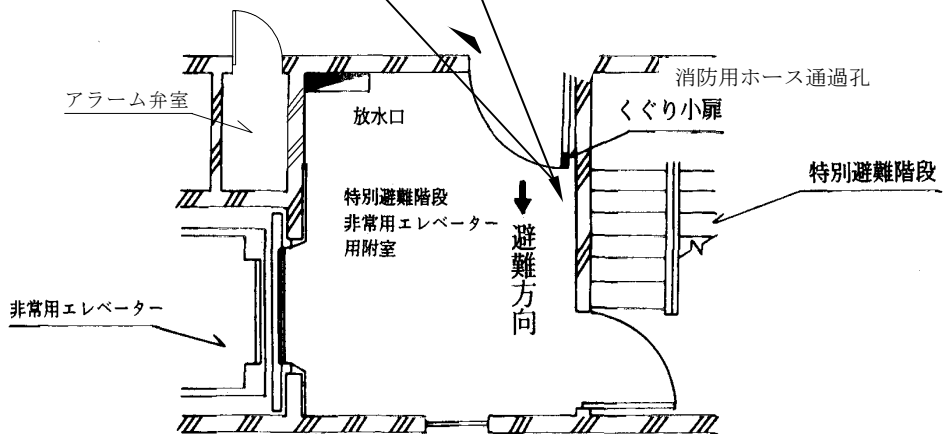
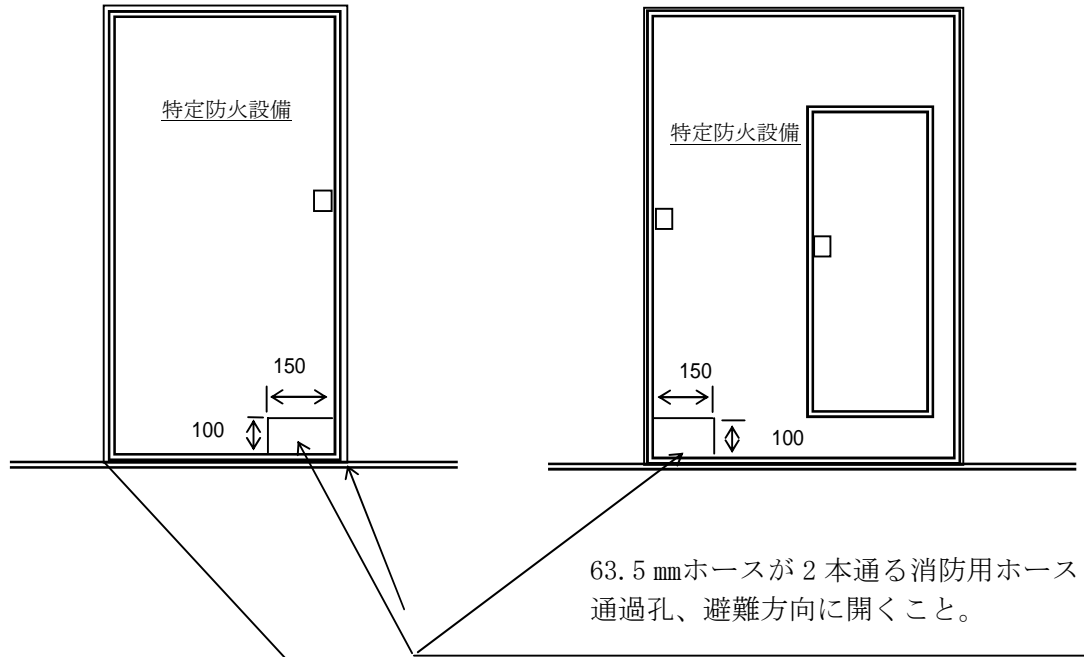


消防活動用空地の掲示板詳細図

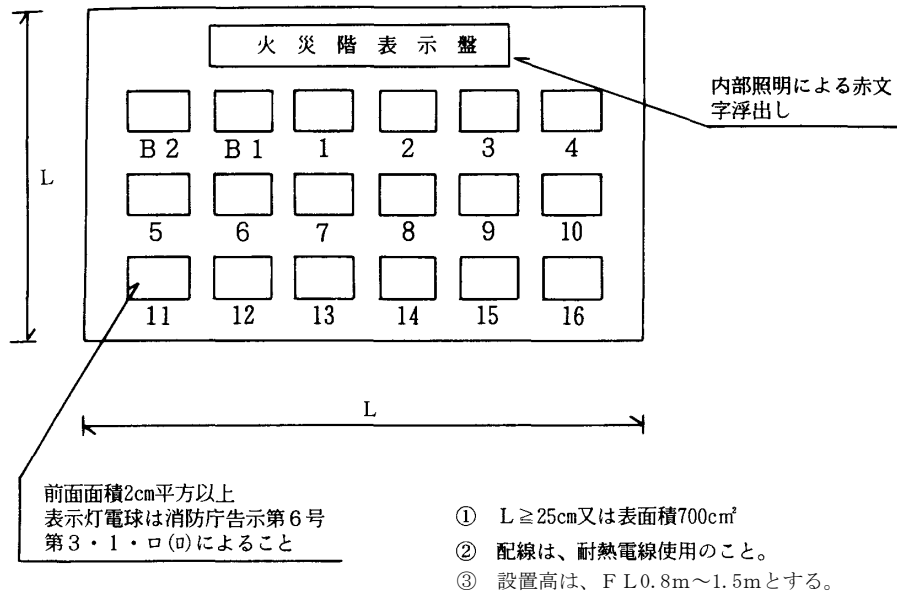


(ステンレス板又はアクリル板等)

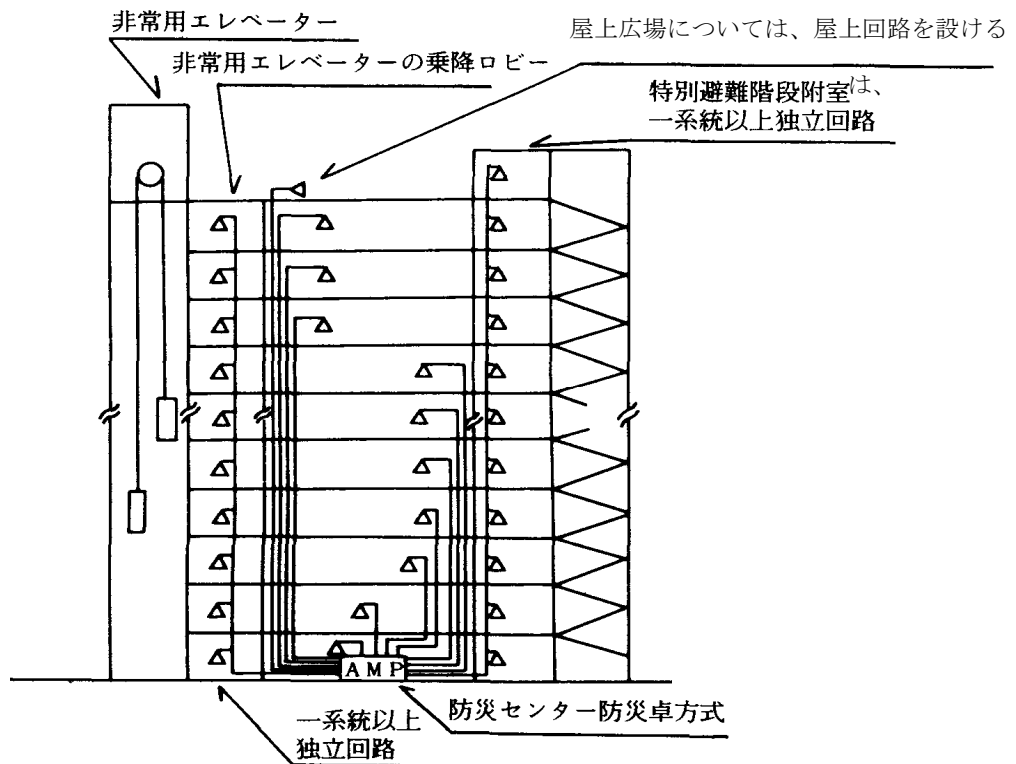
例図6 消防用ホース通過孔



例図7 火災階表示盤



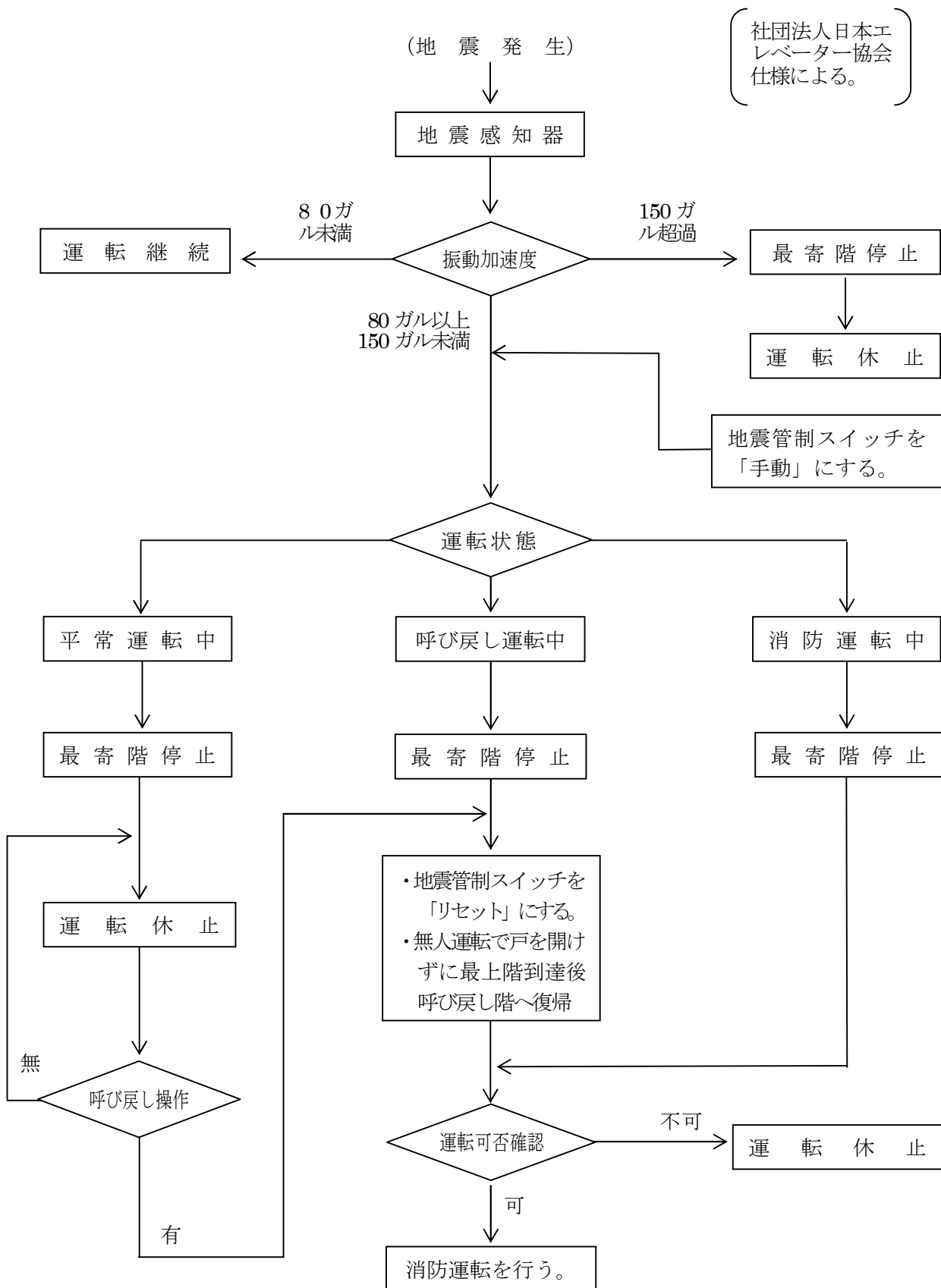
例図8 放送設備



地震時の非常用エレベーター運転動作

(地震時管制運転付のものに限る。)

〔社団法人日本エレベーター協会
仕様による。〕



緊急離着陸場等の設置指導指針

1 主旨

この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について（平成2年2月6日付け、消防消第20号消防庁消防課長等通知）」に基づき、高層建築物等における消防活動の有効性を確保するため、高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等に関して必要な事項を定めるものとする。このことから、高層建築物等の屋上部分に航空法（昭和27年法律第231号。以下「航空法」という。）に定める屋上ヘリポートとは異なる消防ヘリコプター緊急離着陸場等の設置指導を行うものである。

2 用語の定義

(1) 屋上ヘリポート

航空法第38条に基づき、屋上を常時飛行場として使用することを目的として設置された場所をいう。

(2) 緊急離着陸場

航空法第81条の2（捜索、救助のための特例）の適用により、災害活動に際し、建築物の屋上に緊急用ヘリコプターが離着陸する場所をいう。

(3) 緊急救助用スペース

航空法第81条の2（捜索、救助のための特例）適用により、災害活動に際し、建築物の屋上に緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。

(4) 三次救急医療機関等

救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日付け、厚生省医発第692号。）に定める救急救命センター及び大学病院をいう。

3 適用建築物の範囲

緊急離着陸場又は緊急救助用スペース（以下「緊急離着陸場等」という。）の設置対象物は、高さが45メートルを超える建築物若しくは三次救急医療機関等のうち、進入区域、進入表面及び転移表面が次の各号に定めるものすべてに該当する建築物とする。

ただし、屋上ヘリポートを設置する建築物又は梯子消防車を活用し屋上からの進入、救助等の消防活動が可能な対象物（三次救急医療機関を除く。）を除く。

(1) 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。

(2) 進入表面が直線の二方向に設置できること。ただし、進入表面が直線の二方向に設置できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。

(3) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は8分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は3分の1以下とし、当該表面上に物件が突出していないこと。

(4) 転移表面の勾配は、2分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。

(5) 緊急救助用スペースの設置について前2号の規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

4 設置区分

前記3の設置対象物には、次の区分に応じ、緊急離着陸場等を設置指導するものとする。

(1) 建築物の高さが45メートルを超え100メートル未満の建築物には、緊急離着陸場又は

緊急救助用スペース

- (2) 三次救急医療機関等及び建築物の高さが100m以上の建築物には、緊急離着陸場

5 設置基準

別紙-1のとおり。

6 設置基準細目

(1) 離着陸帯

ア 待避場所から緊急離着陸場、緊急救助用スペースに至る部分の床にレベル差がある場合は、階段等が設けられ容易に接近できること。

(2) 夜間照明設備

ア 飛行場灯台については、航空法施行規則（昭和27年運輸省第56号。）第117条第1項第3号イに基づく飛行場灯台又は飛行船用灯台とすること。

イ 非常電源は、自家発電設備又はポータブル式発電機とすること。

ウ 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作により必要時に点灯できるものとする。

エ 電球、ヒューズ等の予備品を備えること。

オ 非常電源から各夜間照明設備までの配線は、耐火電線とすること。

（ただし、屋上にポータブル式発電機を設置した場合を除く。）

(3) 脱落防止施設（柵・手すり等）

ア 脱落防止施設は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第126条で設置することとなる高さ1、100ミリメートル以上の手すり兼用できること。

なお、脱落防止施設が建基令の適用を受けないものにあつては、高さ400ミリメートル以上とすること。

イ 構造は、手すり壁、柵又は金網とすること。

(4) 燃料流出防止施設（緊急離着陸場のみ。）

ア 「溜めます」による場合

イ 「側溝」による場合

ウ 「屋上部分を利用」する場合

エ 前ア、イ、ウの複数による場合

いずれも1、000リットル以上溜めることができることとし、最終溜めます等には、樋に燃料が流れ込まないように、蓋又はバルブを設けること。

（溜めます等が2個所以上の場合はその合計の容量とする。）

(5) 待避標識

ア 下図によること。

緊急用ヘリコプターが接近したら

この場所に待避して下さい

- ※ ・標識の大きさは、1、250ミリメートル以上×350ミリメートル以上とすること。
・白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。
・文字の大きさは75ミリメートル角とし、字体はゴシックとすること。

(6) 消防用設備等

ア 消火器は水系（強化液）消火器及びガス系（粉末）消火器を併設すること。

イ 連結送水管の放水口は単口型とし、放水用器具（ホース2本、噴霧切替ノズル1本）、格納庫を設置すること。

(7) 連絡装置

離着陸帯の直近に、防災センター等と連絡できる非常電話等連絡装置を設置すること。

(8) その他の事項

ア H、Rの文字の大きさ等については、別図1-1及び別図1-2の通り。

イ 認識番号の数字の幅等については、別図-2の通り。

ウ 最大荷重標識については、別図-3の通り。

エ ヘリコプターの進入方向、出発方向を示す矢印を幅400ミリメートル以上で記入すること。

（180度の場合を除く。）

オ 標識等の塗料は、夜光塗料若しくはトラフィック（ビーズ入り。）塗りとすること。

カ 屋上の出入口の扉は、災害時に防災センターで一括解錠できる施錠装置又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置が設置されていること。

キ 三次救急医療機関の屋上出入口は、担架が通行できるように必要な幅員を確保すること。

7 設置の届出

(1) 緊急離着陸場等を設置しようとする場合は、次の図書を添付し緊急離着陸場等設置届出書（様式第1号）を3部提出すること。

ア 案内図

イ 配置図（500分の1以上）

ウ 各階平面図（500分の1以上）

エ 進入表面、転移表面の水平投影図（建築物の屋上内に係るもの200分の1以上、全体図1、000分の1以上）

オ 進入表面、転移表面の断面図（建築物内のもの縦、横2面200分の1以上）

カ 夜間照明設備、緊急離着陸場等の消防用設備等の配置図

キ 構造計画書（緊急離着陸場に限る。）

8 維持管理について

緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること。

附 則

（施行期日）

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

緊急離着陸場等設置届出書

平成 年 月 日					
(あて先) 浜 松 市 消 防 長					
住所又は所在地					
届出者			(電話 番)		
氏名又は名称及 び代表者氏名					
所 在 地		電 話 番			
名 称		主要用途			
建築確認年月日		建築確認番号		第 号	
消防同意年月日		消防同意番号		第 号	
設計者・住所・氏名		電 話 番			
施工者・住所・氏名		電 話 番			
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延面積	m ²
構 造		階 数		高 さ	
緊急離着陸場 等の種類			認 識 番 号		
消防用設備等 の種類					
その他必要な 事項	1 屋上部分に直通する階段数		()		
	2 屋上部分の非常用EV着床の有無		()		
	3 屋上部分の扉の解錠方法				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

添付書類 案内図、配置図、各階平面図、進入表面及び転移表面の水平投影図、進入表面及び転移表面の断面図、夜間照明設備及び消防用設備等の配置図、構造計算書（緊急離着陸場に限る。）

